

四万十町地域公共交通活性化協議会設置要綱（案）

（設置）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の策定及び実施に関し必要な協議を行うため、四万十町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）本町における地域公共交通の在り方の協議に関すること。
- （2）網形成計画の策定及び変更に関すること。
- （2）網形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- （3）網形成計画の達成状況の評価に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第3条 協議会は、25人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- （1）一般乗合旅客自動車運送事業者 1人
- （2）一般旅客自動車運送事業者 2人
- （3）住民の代表 3人
- （4）高知運輸支局長又はその推薦する者 2人
- （5）高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課長 1人
- （6）高知県中山間振興・交通部中山間地域対策課長 1人
- （7）高知県窪川警察署長又はその推薦する者 1人
- （8）道路管理者 1人
- （9）学識経験者 1人
- （10）町の職員 5人
- （14）その他町長が必要と認める者 7人

（会長及び副会長）

第4条 協議会は、会長及び副会長を各1人置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議事項の内容により、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（分科会）

第7条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第8条 協議会の事務局は、企画課に置く。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平31年4月 日から施行する。